事　務　連　絡
平成16年9月9日

関　係　各　位

静岡県単独福祉医療費助成制度の改正に係る資料送付について

本県の健康福祉行政の推進について、日ごろ御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、現在、静岡県内の市町村が実施している「乳幼児医療費助成」「母子家庭等医療費助成」「重度障害者(児)医療費助成」の３つの福祉医療費助成制度について、県では本年12月診療分から市町村に対する補助制度を改正することとし、所要の作業を進めていますが、今回、別添資料について医療機関等に配布しますのでお知らせします。

担当　健康福祉部企画経理室
企画情報スタッフ
電話　０５４－２２１－３３５７

2. 65歳以上で新たに対象者となった受給者に係る制限

【給付制限の内容】

受給者のうち、65歳以上になってから新たに対象者となった方で、市町村民税課税世帯に属する方（以下「65才以上新規対象者」）については、平成16年12月診療から、*入院に係る医療費は助成対象外となり、通院に係る医療費のみ助成対象となります。*

【事務取扱いの注意事項】

65才以上新規対象者の受給者の受給者証の摘要欄には、必ず、「通院に係る医療費のみ対象」と記載されていますので、この方については、*通院分のみ報告していただきますよう、お願いいたします。*（したがって、当該対象者については、「入院」分の明細書は存在しないということになります。）

＊調剤薬局や訪問看護ステーションについては、入院分はないので、すべて助成対象となります。

3. 注意事項（1・2共通）

1及び2の給付制限部分について、市町村単独で上乗せ助成をし、助成の対象とする市町村もあります。この場合、摘要欄に給付制限についての記載がされませんので、*当該対象者については、手帳の等級や年齢等に関わらず、摘要欄の記載の有無により、助成対象ー対象外を判断してください。*

受給者証の記載例

（表　面）

重度障害者（児）医療費助成金受給者証

障　（一般・老人・65才以上新規）

公費負担者番号		8 5 2 2 0 0 1 0
受給者番号		4 1 5 0 0 0 0
障害者	住所	静岡市追手町９－６
	氏名	静岡　太郎
	生年月日	昭和２年４月１日　男・女
有効期間		平成１６年１２月２５日から 平成１７年　９月３０日まで
摘要		給付制限　あり・なし ・心臓機能障害に係る医療費のみ対象 ・通院に係る医療費のみ対象
発行機関名及び印		静岡県 静岡市長　○○○○　印
交付年月日		平成１６年　１２月　２５日

この欄でご確認ください。

※給付制限「あり」に○がつきます。

※この記載例は、内部障害のうち心臓機能障害3級、かつ、65才以上新規対象者の場合です。

内部障害3級の方についての記載は上段、65才以上新規対象者の方についての記載は下段の記載のようになります。

★重度障害者（児）医療費助成の給付制限の取扱いについて★

～診療される医師の皆様にもお知らせください！～

重度障害者（児）医療費助成については、一部、助成の対象が制限される受給者がいます。制限を受ける受給者については、受給者証の摘要欄に、その給付対象の内容が記載されますので、*摘要欄を確認いただき、記載されている給付対象に含まれる診療内容のみを報告していただくよう、ご協力をお願いいたします*。制限の内容は、以下の２種類です。

１　内部障害３級の身体障害者手帳所持者に係る制限

◎ 内部障害（心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、免疫機能障害）３級の身体障害者手帳所持者については、平成 16 年 12 月診療から、新たに助成対象となります。

◎ ただし、助成の対象は、「当該障害に係る医療費のみ」となりますので、下記により取り扱っていただきますよう、お願いいたします。

①受給者証の摘要欄の確認

内部障害３級の対象者の受給者証の摘要欄には、必ず、「○○（心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、免疫）機能障害に係る医療費のみ対象」と記載されています。*まず、摘要欄をご確認ください*。（裏面記載例参照）

↓

②診療内容の分別

摘要欄に給付の制限について記載がある受給者については、診療に当たって、「*当該障害に係る診療*」（*当該内部障害に付随して発現する傷病に対する診療＝助成対象*）と「*それ以外の診療*」（*＝助成対象外*）に、*分別をお願いいたします*。

※診療の内容によっては、明確な分別が困難なケースがあると考えられます。このような場合は、歯科・外傷など、明らかに当該内部障害と関わりのない診療分を対象外とし、他は対象に含める形で処理していただくよう、お願いいたします。（総合病院などにおいては、診療科単位で分別していただく方法も可能です）

↓

③国保連合会への報告

②で助成対象と分別された診療分について明細書を作成し、国保連合会に提出してください。

※具体的な事務処理については、別添「『自動償還払い方式』に係る事務手続について」をご覧ください

※*②で助成対象外とした診療分については、報告に含めないでください*。

【院外処方箋の発行】

当該受給者について院外処方がある場合、薬局において対象／対象外を判別できるよう、*助成対象分については、処方箋に「対象」あるいは「８５」（当制度の公費負担者番号）等と記載していたきますよう、お願いいたします*。

↓ 裏面に続く

写

健企　第　217　号
平成16年9月9日

関係各位

静岡県健康福祉部健康福祉総室長

静岡県単独福祉医療費助成制度の改正に係る資料配布及び
事務取扱説明会の開催について

本県の健康福祉行政の推進について、日ごろ御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、現在、県内の市町村が実施している「乳幼児医療費助成」「母子家庭等医療費助成」「重度障害者(児)医療費助成」の３つの福祉医療費助成制度について、県では本年 12 月診療分から市町村に対する補助制度を改正することとし、所要の作業を進めていますが、今回の県の制度改正によって、各市町村の助成制度も変更されるものがあります。

これに伴い、医療機関の皆様には、請求方法等について一部変更していただく部分が生じることとなり、お手数をおかけしますが、御理解と御協力をお願いします。

つきましては、県の補助制度の変更点、事務取扱いの変更点についての説明書等を作成したので配布いたします。

また、併せて、事務担当者を対象とした説明会を開催します。開催日程、場所等は別紙のとおりとなっておりますので、御参加くださるようお願いいたします。

担　当　企画経理室企画情報ｽﾀｯﾌ
こども家庭室母子係
障害福祉室知的障害福祉係
電　話　054-221-3357（企画）
054-221-3501（母子）
054-221-3319（障害）

静岡県単独福祉医療費助成制度の改正に係る事務取扱説明会の開催のご案内

日程	管轄健康福祉センター	時間	区分	診療所等所在地	会場
9月18日(土)	熱海健康福祉センター	15:00～16:00	一般診療所	熱海市、伊東市	熱海総合庁舎2階第3，4会議室
		16:15～17:15	病院		
	東部健康福祉センター	15:00～16:00	一般診療所	沼津市(あ行～た行)	東部総合庁舎別棟会議室
		16:15～17:15	一般診療所	沼津市(な行～わ行) 伊豆長岡町、戸田村、韮山町、大仁町	
			病院	沼津市、三島市、裾野市、伊豆長岡町、戸田村、函南町、韮山町、大仁町	
	志太榛原健康福祉センター (静岡市保健所)	15:00～16:00	一般診療所	静岡市	総合社会福祉会館第6会議室(ホール)
		16:15～17:15	一般診療所	焼津市、藤枝市、島田市、富士川町、蒲原町、由比町、岡部町、大井川町、相良町、榛原町、吉田町、金谷町、川根町、中川根町、本川根町	
		17:30～18:30	病院	静岡市、焼津市、藤枝市、島田市、富士川町、蒲原町、由比町、岡部町、大井川町、相良町、榛原町、吉田町、金谷町、川根町、中川根町、本川根町	
9月25日(土)	伊豆健康福祉センター	15:00～16:00	一般診療所	下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、賀茂村	下田総合庁舎3階第3会議室
		16:15～17:15	病院		
	中東遠健康福祉センター	15:00～16:00	一般診療所	磐田市、浅羽町、福田町、竜洋町、豊田町	中遠総合庁舎404・405会議室
		16:15～17:15	病院		
	(浜松市保健所)	15:00～16:00	一般診療所	浜松市(あ行～か行)	浜松総合庁舎1階第1会議室
		16:15～17:15	一般診療所	浜松市(さ行～な行)	

日程	管轄健康福祉センター	時間	区分	診療所等所在地	会場
10月2日(土)	東部健康福祉センター 御殿場健康福祉センター	15:00～16:00	一般診療所	三島市、裾野市、函南町	東部総合庁舎別棟会議室
		16:15～17:15	一般診療所	御殿場市、伊豆市、清水町、長泉町、小山町	
			病院		
	富士健康福祉センター	15:00～16:00	一般診療所	富士市(あ行～た行)	富士総合庁舎6階第1会議室
		16:15～17:15	一般診療所	富士市(な行～わ行)	
			病院	富士市	
	北遠健康福祉センター (浜松市保健所)	15:00～16:00	一般診療所	浜松市(は行～わ行)	浜松総合庁舎1階第1会議室
		16:15～17:15	一般診療所	天竜市、春野町、豊岡村、龍山村、佐久間町、水窪町	
			病院	浜松市	
10月9日(土)	富士健康福祉センター	15:00～16:00	一般診療所	富士宮市、芝川町	富士総合庁舎6階第1会議室
		16:15～17:15	病院	富士宮市、芝川町	
	中東遠健康福祉センター	15:00～16:00	一般診療所	御前崎市、掛川市、袋井市、森町、大須賀町、小笠町、菊川町、大東町	中遠総合庁舎404・405会議室
		16:15～17:15	病院		
	北遠健康福祉センター 西部健康福祉センター	15:00～16:00	一般診療所	浜北市、湖西市、舞阪町、新居町、雄踏町、細江町、引佐町、三ケ日町	浜松総合庁舎1階第1会議室
		16:15～17:15	病院	天竜市、浜北市、湖西市、春野町、豊岡村、龍山村、佐久間町、水窪町、舞阪町、新居町、雄踏町、細江町、引佐町、三ケ日町	

※当日の御都合が悪い場合は、管轄健康福祉センター、診療所・病院の区分等にかかわらず、都合のつく日時、会場へ出席いただくことも可能です。

※出席にあたっては、今回お送りした資料をご持参いただくようお願いいたします。

※会場には駐車場がありませんので、申し訳ありませんが、御来場にあたっては公共交通機関を利用くださるようお願いします。

※説明会に関するお問い合わせは、管轄の健康福祉センター窓口、または県庁各担当室までお願いします。（静岡市保健所管内は志太榛原健康福祉センター、浜松市保健所管内は西部健康福祉センター）

健康福祉センター	連絡先	説明会会場
伊豆健康福祉センター保健福祉課	下田市中 531-1 TEL 0558-24-2056	下田総合庁舎
熱海健康福祉センター保健福祉課	熱海市水口町 13-15 TEL 0557-82-9121	熱海総合庁舎
東部健康福祉センターこども家庭課・障害福祉課	沼津市高島本町 1-3 TEL 055-920-2080・2081	東部総合庁舎
御殿場健康福祉センター保健福祉課	御殿場市竈 1113 TEL 0550-82-1222	東部総合庁舎
富士健康福祉センター保健福祉課	富士市本市場 441-1 TEL 0545-65-2155	富士総合庁舎
志太榛原健康福祉センターこども家庭課・障害福祉課	藤枝市瀬戸新屋 362-1 TEL 054-644-9276・9279	総合社会福祉会館（静岡市）
中東遠健康福祉センター保健福祉課・障害福祉課	磐田市見付 3599-4 TEL 0538-37-2255・2252	中遠総合庁舎
北遠健康福祉センター保健福祉課	天竜市二俣町二俣 530-19 TEL 0539-25-3143	浜松総合庁舎
西部健康福祉センターこども家庭課・障害福祉課	浜松市東田町 87 TEL 053-458-7185・7187	浜松総合庁舎
静岡県健康福祉部企画経理室	TEL 054-221-3357	
こども家庭室	TEL 054-221-2052	
障害福祉室	TEL 054-221-2366	

静岡県の福祉医療費助成制度が変わります
～乳幼児医療費助成に係る事務手続注意点～

静岡県では、県内市町村に助成する現行の乳幼児医療費助成制度を平成16年12月診療分から、改正します。

主な改正点は次のとおりですが、市町村によっては単独で上乗せ助成をすること等により、下記の取扱いをしない場合があります。

平成16年12月1日より適用（12月診療分より適用）

1　通院の対象年齢を就学前まで拡大する。（4歳未満⇒就学前）

2　3歳以上の児童に適用されている入院日数制限（対象：8日以上）を廃止。

3　児童手当に準拠した所得制限の導入。

ただし、

(ｱ)対象児童の第3子以降の児童については所得制限を適用しない。

(ｲ)平成16年11月末日までに県内市町村で認定された者で、平成17年3月末日まで有効期限がある者は、平成17年3月末日（平成17年3月診療分）まで所得制限を適用しない。

4　入院時食事療養費標準負担額を助成対象外とする。（上記特例措置なし）

○ *医療機関等窓口においての注意事項*

平成16年12月1日以降の入院時食事療養費標準負担額（以下、「標準負担額」）は、県の助成対象外となります。

また、市町村単独の助成により標準負担額を徴収しない市町村もあります。

＜注意事項1＞

平成16年12月診療分以降については、受給者提示の受給者証をご確認していただき、受給者証の表面に「標準負担額徴収しない」等の記載のあるもののみ、標準負担額を窓口で徴収しないようにお願いします。

＜注意事項2＞

国保連合会へ提出する請求書の入院時食事療養費に係る項目の取扱いは、窓口徴収の有無にかかわらず従来のとおりの取扱いをお願いします。

＜注意事項3＞

県の補助基準制度の保険診療にかかる一部負担金の取扱いについては、従来のとおりであり、市町村によっては、一部負担金を徴収しないところもあることについても従来のとおりです。

県内各市町村の現行制度の実施状況一覧については、県こども家庭室のホームページに掲載していますが、12月からの実施予定状況についても確定次第掲載する予定ですので、参考にしてください。

○県こども家庭室ホームページアドレス

http://www.pref.shizuoka.jp/kenhuku/kf-03/kokatei/index.htm

乳幼児医療費と重度障害・母子家庭等医療費の請求方法比較

入力区分		乳幼児医療費助成	重度障害者(児)医療費 母子家庭等医療費
		現物給付方式	自動償還払い方式
請求方法		現行どおり	乳幼児医療費と同じ (受診者の支払データについて、別に定める様式で報告してください。)※
請求書記載方法	公費負担者番号	現行どおり	新たに設定する公費負担者番号による
	医療機関コード	現行どおり	乳幼児医療費と同じ
	受給者番号	現行どおり	乳幼児医療費と同じ (受給者証の番号を記入)
	受給者氏名	現行どおり	乳幼児医療費と同じ (受給者証の(受診者)氏名を記入)
	生年月日	現行どおり	乳幼児医療費と同じ (受給者証の(受診者)生年月日を記入)
	一部負担割合	現行どおり	乳幼児医療費と同じ (加入医療保険の一部負担割合を記入) (一部負担1割 : 1 一部負担2割 : 2 一部負担3割 : 3 を記入)
	診療日数	現行どおり	乳幼児医療費と同じ (診療日数(処方箋回数)を記入)
	保険総点数	現行どおり	乳幼児医療費と同じ
	窓口徴収額	現行どおり 一部負担金徴収額を記入 (県補助制度の場合 通院 500円/1回(月4回まで) 入院 500円/1日)	<u>乳幼児医療費と異なります</u> <u>受給者が窓口で支払った保険診療に係る自己負担額を記入(調剤を除く)</u>
	入院時食事療養費	現行どおり (ただし、改正後は食事療養費が補助対象外となるため、受給者に請求する必要があります。)	乳幼児医療費と同じ(調剤を除く) (基準額と標準負担額を記入)
	備考	特に記入の必要なし	【調剤のみ】 <u>受給者が窓口で支払った保険診療に係る自己負担額を記入</u>
	小計	現行どおり	乳幼児医療費と同じ (各頁ごとの計を記入)
	合計	現行どおり	乳幼児医療費と同じ (下記の区分ごとに最終頁に合計を記入) ①市町村ごと(公費負担者番号ごと)別葉 ②入院・通院ごと別葉 ③診療月ごと別葉
提出先・期限		現行どおり	乳幼児医療費と同じ (診療月の翌月の15日までに、静岡県国民健康保険団体連合会へ提出)
事務手数料の支払		現行どおり	乳幼児医療費と同じ (請求件数に応じた事務手数料を支払います。単価は乳幼児医療費と同額です。)

※重度障害、母子家庭医療費の報告様式は、乳幼児医療費の請求書様式の公費負担者番号と事業名を見え消し修正して使用することもできます。

県単独医療費助成制度改正案

1　乳幼児医療費助成制度

(1) 通院の対象年齢を就学前まで拡大する。（４歳未満　→　就学前）

(2) ３歳以上の児童に適用されている入院日数制限（８日以上を対象）を廃止する。

(3) 所得制限を導入する。所得制限の基準は、児童手当の支給制限限度額を準用する。
ただし、第３子以降の児童については所得制限を適用しない。

(4) 入院時食事療養費標準負担額を助成対象外とする。

2　重度障害者（児）医療費助成制度

(1) 身体障害者手帳・内部障害３級所持者の当該障害に係る医療費を対象に追加する。

(2) 65 歳以上の新規障害者の入院について、所得制限限度額の基準を見直す。
（助成対象は、市町村税非課税世帯とする。）
通院に係る医療費については、従来どおり補助対象とする。

(3) 支給方式を利便性の高い、自動償還払い方式に変更する。

(4) 受益者負担として、一部自己負担を導入する。
負担額は、１か月・１医療機関当たり 500 円。
（具体的には、助成金を受給者に交付する際に、当該負担額相当額を控除する。）

(5) 入院時食事療養費標準負担額を助成対象外とする。

3　母子家庭等医療費助成制度

(1) 子の対象年齢を 20 歳未満までに拡大する。

(2) 支給方式を利便性の高い、自動償還払い方式に変更する。

(3) 入院時食事療養費標準負担額を助成対象外とする。

4　市町村への補助率

補助率は、現行どおり。

5　実施時期

平成１６年１２月診療分から実施する。

ただし、乳幼児医療費助成制度の所得制限導入について、１６年度末まで有効期限がある既受給証所持者は、１６年度末まで所得制限を適用しない経過措置を講じる。

※この改正案は県の市町村に対する補助制度の改正案であるため、市町村によっては単独で上乗せ助成をすること等により、上記の取扱いをしない場合があります。